

政令第 号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、

この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁

二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備（防火戸その他
の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられ
たもの（前号に掲げるものを除く。）

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に改める。

第二十一条第二項第三号ただし書及び第二十五条第一項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第三十四条の三中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）」を加える。

附 則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。</p> <p>一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁</p> <p>二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、<u>特定主要構造部</u>（建築基準法第二条第九号の二イに規定する<u>特定主要構造部</u>をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同</p>	<p>第八条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。</p> <p>第七条に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、<u>主要構造部</u>（建築基準法第二条第五号に規定する<u>主要構造部</u>をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同</p>

じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、**特定主要構造部**を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、**主要構造部**を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、**特定主要構造部**を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四 (略)

3 (略)

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階（**特定主要構造部**を耐火構造とした建築物の二階を除く。）又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四・五 (略)

2 (略)

(大規模の修繕及び模様替えの範囲)

一・二 (略)

三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、**主要構造部**を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四 (略)

3 (略)

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階（**主要構造部**を耐火構造とした建築物の二階を除く。）又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四・五 (略)

2 (略)

(大規模の修繕及び模様替えの範囲)

第三十四条の三 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部（建築基準法第五条に規定する主要構造部をいう。）である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。

第三十四条の三 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部
である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。